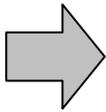


地下水採取規制の見直しの必要性について

昭和 30 年代
 枚方市内において地盤沈下の兆候が見られた
 (年間最大 2 センチメートルほどの地盤沈下)



枚方市公害防止条例により、工場等の地下水採取を規制。さらに、許可揚水施設に対しては、厳しい削減指導を実施。

現 状

- 昭和 46 年に市公害防止条例を制定し、「原則として地下水採取の全面的禁止」を維持している。
- 枚方市内において昭和 60 年頃を境に地盤沈下は沈静化している。
- 「工業用水法、ビル用水法の規制対象外」「大阪府の条例の規制対象外」

↓

枚方市は法令の適用が必要とはみなされなかった地域であるといえる。

<課題と地下水採取をめぐる状況>

課 題

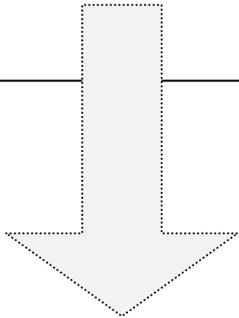
- 地下水採取を全面的に禁止しているにもかかわらず、代替水源が確保できていない。
- 現行条例では、農業井戸などが規制対象外となっており、施設の設置状況や地下水の状況が把握できていない。

地下水採取をめぐる状況

- 新規揚水施設の設置の要望の増加
 (震災後に、非常用としての要望が増加)
- 新規揚水施設の建設を認めても地下水利用の急激な増加は考えにくい。
 - *排水に係る費用の増加
 - *地下水利用の合理化
 - *産業構造の変化

↓

府域の工業用水道の利用状況からもこうした傾向が見られる。



<地下水採取規制見直しの必要性>

- 実情に即した規制となっていない。
 (激しい地盤沈下が起こった東大阪市など同様の規制となっている。)
- 平成 26 年 4 月の中核市移行に向けて、法律、府条例との関係の整理など、市公害防止条例全体の見直しを行う必要がある。

新たな地下水採取規制の基本的な考え方

- 地下水について地盤沈下を起こさない範囲で、限りある資源として有効活用していく。
- 地下水採取の原則禁止から届出制への移行 (実情に応じた適正な規制へ)
- 地下水採取者及び行政による地盤環境の監視を強化する。
 (地下水位を測定することで、地盤沈下の兆候を把握することが可能となる。)
 ※環境省による「地盤沈下監視ガイドライン」(参考資料 2)において、地盤沈下が発生していない地域においても未然防止等の観点からその実態を把握しておく必要があると示されている。
- 地盤沈下防止のための措置を盛り込む。
- 地盤環境の状況に応じて、技術基準等は、弾力的に見直しを行う。